

運転延長差し止め提訴

高浜 1、2号

本県住民ら名古屋地裁に

運転開始から40年以上経過した関西電力高浜原発1、2号機（高浜町）の運転延長は危険性が高いとして、本県の

11人を含む14都府県の住民76人が14日、原子力規制委員会に延長を認めないよう求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

原子炉等規制法は運転期間を原則40年に制限。ただ規制委が認めれば最長20年延長できると定めており、関電は運転延長を目指している。住民側弁護士によると、老朽

原発の安全性を問う訴訟は初めて。

1、2号機について規制委は今年2月、運転40年を超す原発で初めて、新規制基準に適合しているとする合格証の原案となる「審査書案」を決定した。事実上の審査合格とされる。運転延長は例外的な場合に限るとされ、名古屋地裁がその是非を判断する。

訴状によると、新基準は東京電力福島第1原発事故の真摯な反省を踏まえておらず問題が多く、甚大な事故を起こ

す危険があると主張。「40年ルール」が厳格に運用されなければならぬことは明らかだとした。

弁護士長の北村栄弁護士は提訴後に名古屋市内で記者会見し「原発事故が起これば、偏西風の影響で東海地方にも被害が予想される。危ない原発を止めようという大きな流れをつくりたい」と訴えた。

本県からは地元高浜町や福井市、敦賀市などに住む11人が原告に加わり、このうち4

人が14日、名古屋地裁に駆け付けた。京都大原子炉実験所の元職員である東山幸弘さん（69）＝高浜町小和田＝は「運転延長を認めれば40年ルール自体が意味をなくす。廃炉に

しなければいけない。国は自ら決めたことをしっかり守るべきだ」と強調した。規制委は「訴状が届いていないためコメントは控えた」とした。

4/15 稿